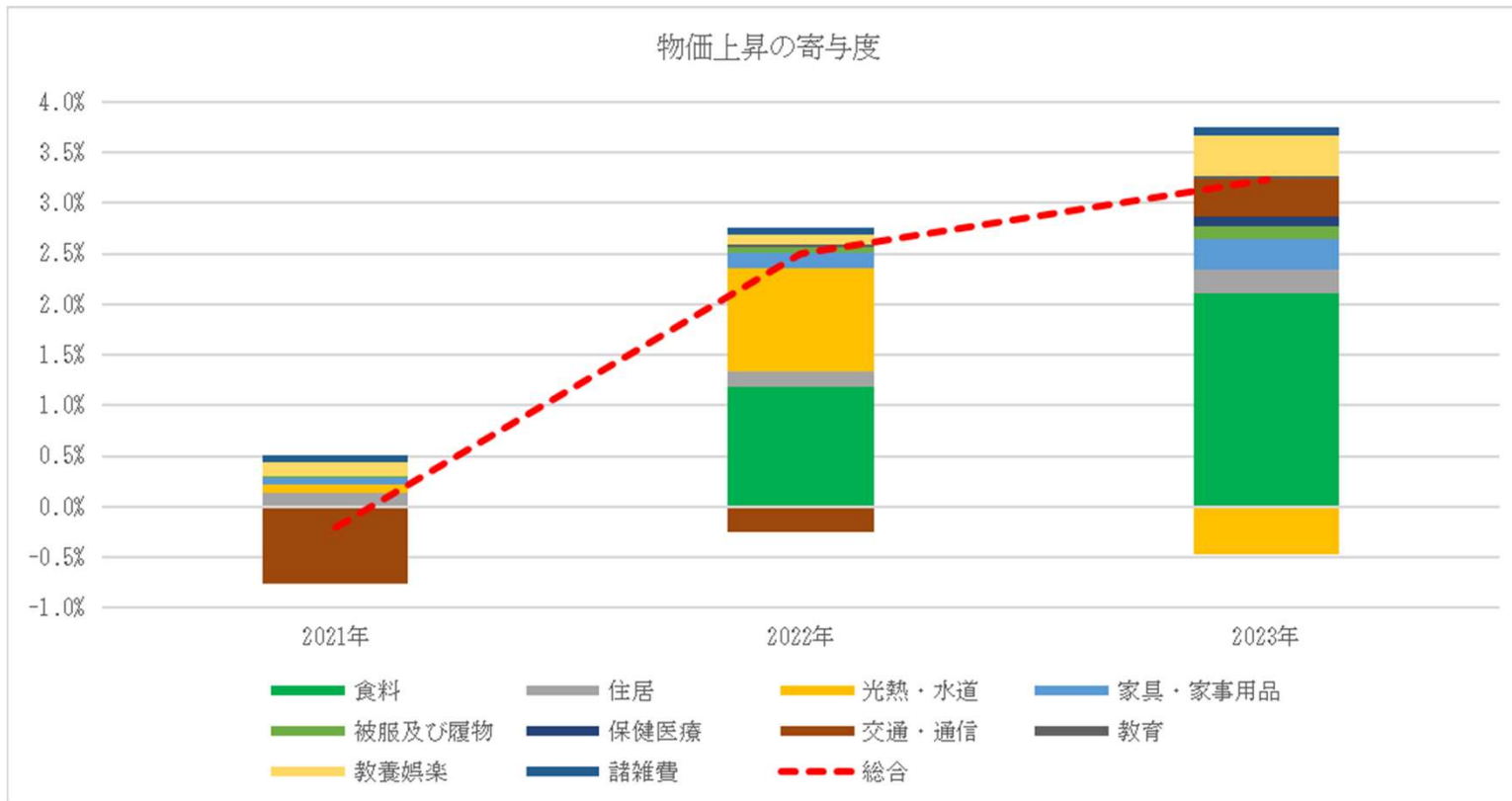


# 農業の取引条件と合理的な費用 ～食料・農業・農村基本法改正～

令和6年3月26日

公認会計士 甲斐野新一郎

# 1. 物価上昇の動向



2022年：物価上昇＝食料とエネルギーの値上り：輸入物価の上昇で輸入依存度が高い物の値上げ

\*交通通信費：携帯料金の引下げでマイナス

2023年：エネルギーは政府の助成政策により値下がり、上昇要因は食料

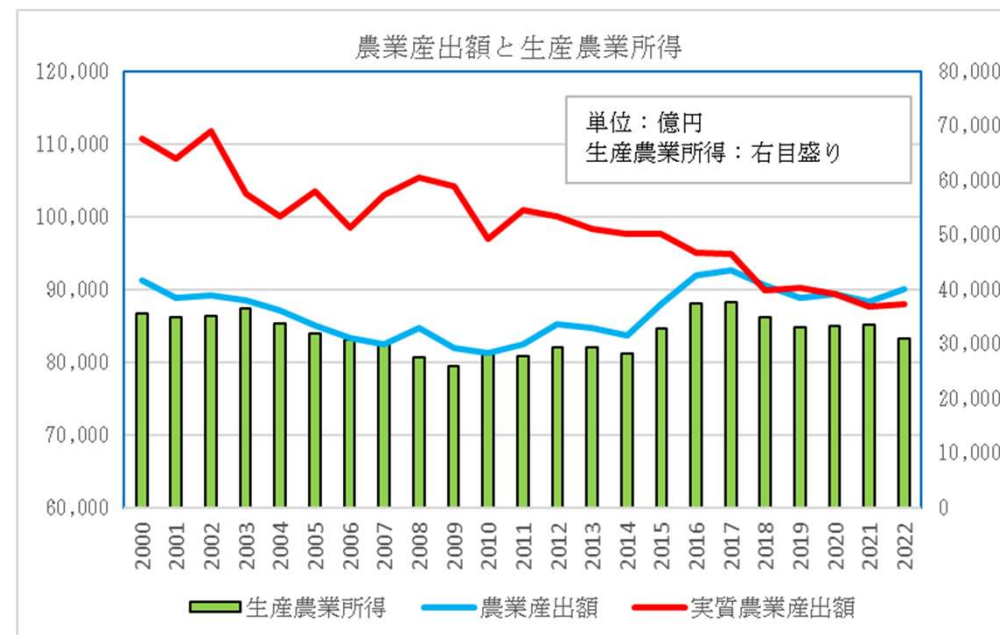
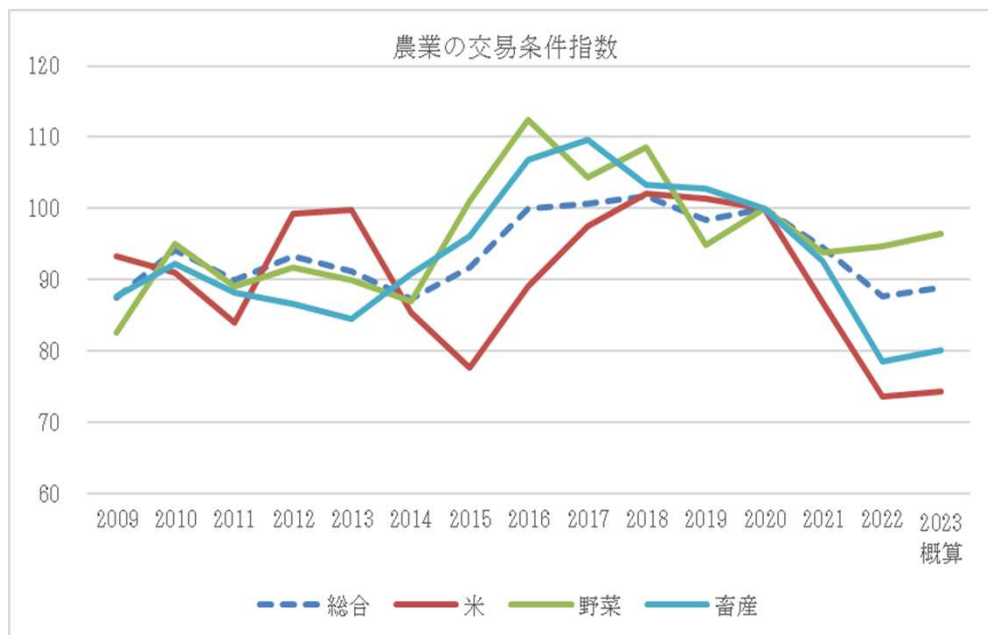
：食料の増加は外食の復活と異常気象による作柄悪化(果樹・米・野菜)⇒エンゲル係数の増加

：食料・エネルギー以外の物価も増加基調：労働力不足による賃金の引上げの影響

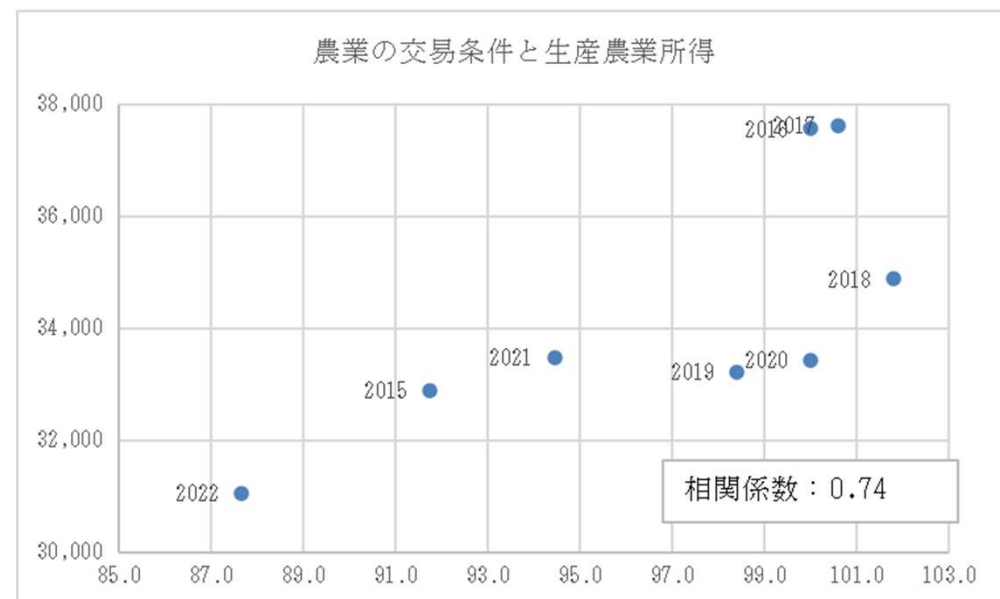
○食料価格の上昇は実質所得が増加しない世帯(特に年金世帯)では節約志向を強めることになる

○保健医療は財政問題もあり価格改定が遅れ抑制される、教育は少子化対策による無償化の影響

## 2. 農業形態別の交易条件



- 農業の交易条件(価格指数/生産資材指数)は2020年以降低下傾向
- 2022年は農産物価格は上昇しているが、生産資材がそれ以上に上昇し、近年では最も低い水準
- 低下率が高いのは稲作と畜産
- 2023年は農産物の価格の上昇もありやや改善



- 農業産出額は2022年は増加し9兆円を回復、2023年も増加が見込まれる
- 実質ベースの農業産出額は毎年1%程度減少  
⇒傾向的な生産減に歯止めがかかっていない
- 名目産出額が増加する中で、2022年の生産農業所得は△2500億近く(△7.3%)低下
- 生産農業所得は実質産出額と農業の交易条件の影響を受け、2022年は交易条件の低下により所得が減少

### 3. 食料・農業・農村基本法の改正

(消費者の役割)

第十四条 消費者は、食料、農業及び農村に関する理解を深めるとともに、食料の消費に際し、環境への負荷の低減に資する物その他の食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることによつて、食料の持続的な供給に寄与しつづつ、食料の消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。

(環境への負荷の低減の促進)

第三十二条 国は、農業生産活動における環境への負荷の低減を図るため、農業の自然循環機能の維持増進に配慮しつづつ、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進、環境への負荷の低減に資する技術を活用した生産方式の導入の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、環境への負荷の低減に資する農産物の流通及び消費が広く行われるよう、これらの農産物の円滑な流通の確保、消費者への適切な情報の提供の推進、環境への負荷の低減の状況の把握及び評価の手法の開発その他必要な施策を講ずるものとする。

(新設)

- 消費者は「環境への負荷の低減に資する」食料を選択するよう努める
- 国は消費者への適切な情報の提供に努める  
⇒農産物環境負荷低減ラベル

5 食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつづつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システム(食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう。以下同じ。)の関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにならなければならない。

(新設)

(食料の持続的な供給に要する費用の考慮)

第二十三条 国は、食料の価格の形成に当たり食料システムの関係者により食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、食料システムの関係者による食料の持続的な供給の必要性に対する理解の増進及びこれらの合理的な費用の明確化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、農業資材の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

(新設)

- 農産物の価格形成の基本は需給+品質評価
- それに加え、農業者・食品産業・消費者は「合理的な費用を」考慮する
- 合理的な費用を考慮するため、国は関係者の理解促進と合理的な費用の明確化を行う
- 資材の価格変動が農業経営に著しい変動を与える場合は、「育成すべき農業経営」に対して緩和のための施策を実施する  
\*育成すべき農業経営：効率的かつ安定的な農業経営体

## 4. 農業所得確保のための施策

交易条件が低下した場合、生産費を基礎にした補填が行われるかどうかポイント

【経営類型】	【施策】	【備考】	【備考】
水稲経営	米に対する直接支払はない	需要に合わせた生産や備蓄を通じて、需給を均衡させ価格を安定化させる	
転作(麦・大豆)・畑作経営	畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)	「標準的な <b>生産費</b> 」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する制度	予算：1,992億円
水稲・畑作経営	米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)	販売収入の合計(当年産収入額)が、過去の平均収入(標準的収入額)を下回った場合に、その差額の9割を補てん補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担	予算：419億円
転作経営	水田活用の直接支払交付金	水田で食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、飼料作物等を生産する農業者を支援	予算：2,095億円
耕種農家	肥料価格高騰対策事業	化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対して肥料コスト上昇分の7割を支援：単年度措置	予算：787億円
畜産経営	配合飼料価格安定制度	① 民間(生産者と配合飼料メーカー)の積立てによる「通常補填」と、 ② 異常な価格高騰時に通常補填を補完する「異常補填」(国と配合飼料メーカーが積立て)の二段階の仕組みにより、生産者に対して補填を実施	過年度の価格を下回り補填なし 特別対策：2023年12月まで
酪農経営	加工原料乳生産者補給金制度	加工原料乳について生産者に補給金を交付することにより、加工原料乳地域(北海道)の生乳の <b>再生産を確保</b> し、生乳需給の安定を図る。	
肥育牛経営	肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)	肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的 <b>生産費</b> を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付	R5年度：977億円
繁殖牛経営	肉用子牛生産者補給金	肉用子牛の価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付	
養豚経営	肉豚経営安定交付金(豚マルキン)	標準的販売価格が標準的 <b>生産費</b> を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。	H25年度以降発動なし
野菜経営	野菜価格安定制度	「指定野菜の価格の著しい低落があつた場合」に、生産者補給金を交付	R4：136億円
青色申告経営	収入保険	品目の枠にとらわれず、災害による収量減少、価格下落など幅広いリスクに対応。保険期間の収入(経営全体)が基準収入の9割を下回った場合に、その差額の9割までを補填。収入保険とその他の類似制度は、いずれ選加入る選択制	

## 5. SDGの取組みと農業

【日経新聞：2024/2/19】

金融庁は東京証券取引所プライム上場企業を対象に温暖化ガス排出量の開示を義務づける検討に入る。自社分だけでなく調達・輸送などの取引先を含む排出量について国際基準に沿った開示を求める。投資家が同じ基準で比べられるようにし、企業に脱炭素に向けた取り組みを加速するよう促す。

<カゴメグループのリスク対応策及び機会の一例>

	リスク項目	対応策や機会
短期・中期的	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 異常気象、気象パターンの変化</li> <li>■ 水ストレスによる生産量減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 気候変動に対応できる野菜品種の獲得・販売</li> <li>■ 最小の水で生産できるトマト栽培システムの開発と利用</li> </ul>
長期的	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 炭素価格上昇</li> <li>■ 生活者の行動変化</li> <li>■ 生物多様性の損失</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ CO2排出削減目標の引き上げと達成に向けた取り組み</li> <li>■ 環境配慮商品や認証品の積極的な開発</li> <li>■ 生きものと共生する農業の提案と普及</li> </ul>

項目	目標 (2020年対比)	2020年度 実績(t)
Scope 1 及びScope 2	2030年度までに2020年度の温室効果ガスの排出量を42%削減 (1.5℃目標)	143,524
Scope 3	2030年度までに2020年度の温室効果ガスの排出量を13%削減	1,315,239

(2021年度実績は、第三者検証後にCSRサイトにて公開)

Scope 1 : 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出 (燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope 2 : 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

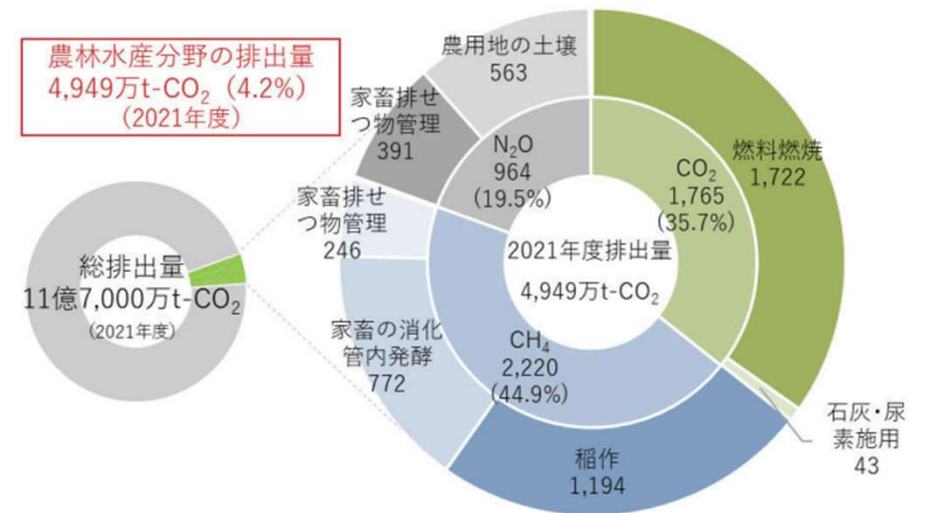
Scope 3 : Scope 1、Scope 2 以外の間接排出 (事業者の活動に関連する他社の排出)

### 事例3 農業と肥料の使用方法への配慮

国内の加工用トマトの栽培において、環境に配慮した使用農薬を厳選して「カゴメ使用農薬指針」を設定し、使用を推奨しています。また、作付け予定の畑の土壌を必要に応じて事前分析し、施肥設計の指導や生育診断を行い、最適な肥料の使用量を決定することで、土壌への過剰な肥料の使用を抑制しています。

- SDGsの中心的な取組みは温室効果ガス(GHG)
- プライム市場の一部企業を対象に国際基準のGHG開示が義務化される方向
- 食品・外食など農業に関連する企業では、農産物の調達にあたりGHG削減効果のある農産物が選好される可能性がある

## 日本の農林水産分野のGHG排出量



単位：万t-CO<sub>2</sub>換算

\* 温室効果は、CO<sub>2</sub>に比べCH<sub>4</sub>で25倍、N<sub>2</sub>Oで298倍。

\* 排出量の合計値には、燃料燃焼及び農作物残渣の野焼きによるCH<sub>4</sub>・N<sub>2</sub>Oが含まれているが、僅少であることから表記していない。このため、内訳で示された排出量の合計とガス毎の排出量の合計値は必ずしも一致しない。

出典：国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ」を基に農林水産省作成

5

- 農林水産業の温室効果ガス(GHG)排出割合は4.2%で諸外国に比べ低い
- 農林水産業の排出量の1位は①燃料の燃焼であるが、これに次ぐのが、②水田稲作：メタン、③牛のゲップ：メタン、④家畜排せつ物：メタン、一酸化二窒素で化石燃料の利用程度の排出量がある
- GHGの①削減目標や達成度、②重点分野、③削減のための技術開発・定着が必要